

令和 5 年（2023 年）度 熊本市地域包括支援センター運営方針 (案)

令和 5 年（2023）年 4 月 1 日

熊本市 健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

1. 地域包括ケアシステムの推進に向けて

令和 3 年（2021 年）3 月策定の第 8 期「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 3 年（2021 年）度～令和 5 年（2023 年）度）」（以下「はつらっプラン」という。）において、本市の令和 3 年（2021 年）の 65 歳以上の人口は約 19.5 万人、総人口に占める割合は 26.7%という状況から、団塊の世代が 75 歳以上に到達する令和 7 年（2025 年）においては、約 20.5 万人、28.1%にも達すると推計している。

こうした高齢化の進展に伴い、介護保険事業費についても令和 3 年（2021 年）度当初予算 646.8 億円から令和 5 年（2023 年）度にはさらに増加し、財源となる介護保険料についても、第 8 期においては剰余金の充当等により 4 期ぶりに減額となるものの、第 9 期となる令和 7 年（2025 年）度の推計値では高齢者の増加により、再び増額に転じることも予想されている。

そのような中、「はつらっプラン」で目指す「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなが支え合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきとその人らしく安心して暮らせる社会」を実現するためには、「はつらっプラン」に掲げる様々な取り組みを一体的に推進し、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいく必要があり、また、各地域包括支援センターについても、地域包括ケアシステムの中核的機能を担う機関として重要な役割を果たしていく必要がある。

特に、今期の契約期間（2018 年度から 2023 年度）は、2025 年を目前に控えた極

めて重要な時期を担うことから、高齢化が一層進展する 2040 年を見据えつつ、市と地域包括支援センターはさらなる連携をとりながら、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを着実に進めていく必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、高齢者への感染予防や介護予防に関する情報発信を行うほか、感染拡大の状況に応じて地域の介護予防活動の自粛を呼び掛けたところであるが、影響が長期化していることから心身機能低下による要介護状態へのリスクが高まることが懸念される。今後も感染防止対策を講じながらの住民主体の介護予防活動が継続されるよう、地域住民に対する支援を行っていく必要がある。

2. 地域包括ケアシステムの構築方針

第 8 期はつらつプランを推進し、高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり・介護予防を促進するほか、介護保険サービスや医療機関、介護施設、民間企業等の地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図ることで、地域包括ケアシステムの推進に向けて、市民や民間の関係団体の理解を深めつつ、総参加で取り組んでいく。

また、地域包括ケアシステムが円滑に機能していくために、地域住民が主体となつて、地域の特性や実情から生じる様々な地域課題に対し、地域資源を生かしながら、ネットワークを形成し、課題解決に向けた議論や検討、実践を通したまちづくりを進める。

そのため、引き続き日常生活圏域や区域、市域に設置した各階層の「地域包括ケアシステム推進会議」が連携することによって、情報の共有化や検討を進めながら、解決に向けた取組を推進することで、本市における地域包括ケアシステムを具現化していく。

加えて、「まちづくりセンター」と地域包括支援センターがより一層連携すること

によって、本市のまちづくりと地域包括ケアシステムを一体的に推進する。

3. 重点的な業務の方針

令和5年度の地域包括支援センター業務のうち、以下の業務を重点的に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を十分注視した上で、高齢者の感染防止を最優先しつつ、将来の介護が必要となるリスクの軽減に向けた介護予防活動や生活支援のための対応を実施する。

(1) 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化と自立支援・重度化防止の理念の普及推進

自立支援型地域ケア会議の更なる普及啓発と実践力向上を目指し、区や地域の専門職、介護サービス事業所と連携を図ることで、自立支援型地域ケア会議の効果的な実施に取り組んでいく。また、自立支援及び介護予防に対する市民や民間関係団体等の意識の醸成を図るための取り組みを推進する。

(2) 多様な生活支援サービスの創出と持続的運営に向けた支援

生活支援コーディネーターを中心として、地域課題の抽出や生活支援の担い手となる人材育成等、地域資源の掘り起こしや開発、ニーズとのマッチングを行うとともに、「熊本市地域支え合い型サービス補助金」を活用し、多様な生活支援サービスの普及拡大や、持続的運営を引き続き支援する。

(3) 住民主体の通いの場の普及・拡大

住民主体の通いの場である「くまもと元気くらぶ」や地域の健康サロン等の新規設立の支援や継続運営に関する助言等の必要な支援を行うほか、外出機会の乏しい方を地域の通いの場につなげる等により、介護予防活動の普及・拡大を推進する。

地域の通いの場等での関わりを通して、フレイル等の恐れのある方を早期発見し、健康教育や、必要に応じて短期集中予防サービス等の適切な介護予防サービ

ス利用への支援を行う。

(4) くまもとメディカルネットワーク等を活用した医療介護連携の推進

日常業務におけるくまもとメディカルネットワークの活用や利用拡大に向けた普及啓発に取り組むほか、地域の多職種との連携を深め、高齢者が住み慣れた地域で質の高い医療や介護を受けることができる体制づくりを推進する。

4. 地域包括支援センター各業務の方針

地域包括支援センターの各業務については、「熊本市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」に定める内容に沿って適切に実施する。

また、業務を実施するに当たっては、常に公益性・地域性・協働性の3つの視点を意識しながら地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に使用している Web 上でのリモート会議など、デジタル技術について、引き続き活用を図り、効率的な業務の推進に取り組んでいく。

5. 市との連携の方針

市内の地域包括支援センターが連携して設置する「熊本市地域包括支援センター連絡協議会」と市は、地域支援事業ならびに介護保険事業を適切かつ円滑に推進するため、定期的に協議、意見交換を行いながら、本市の地域包括ケアシステムの推進に連携して取り組む。